

畿央大学付属幼稚園 園則

第1章 総 則

（名称）

第1条 本園は、畿央大学付属幼稚園と称する。

（位置）

第2条 本園は、奈良県桜井市朝倉台西5丁目1093の321に置く。

（目的）

第3条 本園は、教育基本法及び学校教育法並びに学園の教育理念（徳をのばす、知をみがく、美をつくる）に基づき、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を健全に発達させ、善良な性情と個性を伸長することを目的とする。

第2章 入園定員及び修業年限

（定員）

第4条 本園の園児の定員は、200名とする。

（入園資格）

第5条 本園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（修業年限）

第6条 本園の修業年限は、1年、2年又は3年とする。

第3章 学年及び休業日

（始・終期）

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

（休業日）

第9条 本園の休業日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 5月21日
- (4) 春期休業日 3月25日より4月7日まで
- (5) 夏期休業日 7月21日より8月31日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日より1月7日まで
- (7) 毎月の第2土曜日及び第4土曜日

(休業日の変更)

第10条 前条の休業日は、園長が必要と認めたときは変更することができる。

2 園長は、必要と認めた場合、前条の休業日以外の日を休業日とすることができる。

(臨時休業)

第11条 園長は、災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程、授業日数及び教職員組織

(教育課程)

第12条 本園の教育課程は、幼稚園教育要領に基づき幼児の心身の発達を考慮し、別に編成する。

(授業日数)

第13条 授業日数は、特別の事情がある場合を除き、年間220日をくだらないものとする。

(職員組織)

第14条 本園に、次の職員を置く。

- (1)園長 1名
- (2)副園長 必要数
- (3)主任教諭 必要数
- (4)教諭 必要数
- (5)事務職員 必要数
- (6)園医 必要数

2 本条前項の規定にかかわらず運営上必要と認めた場合は、必要な職員を置くことができる。

第5章 入園・修了

(入園)

第15条 入園は、選考の上園長が許可する。

- 2 入園しようとする者は、その保護者から所定の入園願書を提出し、入園選考料を納入しなければならない。
- 3 入園の許可を受けた者は、別に指定する日までに必要書類に入園料を添えて入園手続きをしなければならない。

4 前項に定める手続きが指定する日までに行なわれないときは、入園許可を取り消すことがある。

（修了）

第 16 条 園長は、所定の教育課程を修了したと認める者に、修了証書を授与する。

第 6 章 欠席及び出席停止等

（届出）

第 17 条 園児を欠席させようとするときは、事由を付して保護者より届け出なければならない。

（長期欠席）

第 18 条 保護者は、園児を病気その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上欠席させようとするときは、医師の診断書及び事由書を付して願い出なければならない。

（出席停止）

第 19 条 園長は、学校保健法の規定により、感染症予防のため必要と認めた場合には、出席停止を命ずることができる。

（退園）

第 20 条 保護者は、園児を退園させようとするときは、事由書を付して願い出なければならない。

2 園長は、園児が欠席 1 学期を越え又は保育料未納が 1 学期を越えるときは、退園させることができる。

（転居届）

第 21 条 保護者は、園児が転居したときはその旨を直ちに届け出なければならない。

（保護者の責任）

第 22 条 保護者は、園則を遵守し、園児の身上に関する一切の責任を負わなければならない。

第 7 章 入園料及び保育料等

（入園選考料及び入園料）

第 23 条 第 15 条に規定する入園選考料及び入園料は、別表の通りとする。

（保育料及び教育充実費等）

第 24 条 在園するものは、出席の有無にかかわらず毎月所定の期日までに保育料及び教育充実費を納入しなければならない。所定の期日は別に定める。

2 保育料及び教育充実費は、別表の通りとする。

3 教材費等その他の納入金は、実情に応じ徴収する。

4 保育料等は、別に定めるところによりその全部又は一部を免除することができる。

（納入金の処置）

第25条 既納の保育料その他の納入金は、返還しないものとする。ただし、特別な理由がある場合、その全部または一部を返還することがある。

第8章 雜 則

（健康診断）

第26条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

（細則）

第27条 この園則の施行に必要な細則は、園長が別に定める。

（改廃）

第28条 この園則の改定は、理事会の議を経て園長が行なう。

附 則

この園則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成9年4月1日から施行する。

但し改正後の第8条第7号の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この園則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第 23 条関係）

入園選考料	3,000 円
入園料	50,000 円

別表（第 24 条関係）

平成 24 年度以前の入園者	保育料（月額）	15,000 円
	教育充実費（月額）	5,000 円
平成 25 年度以降の入園者	保育料（月額）	18,000 円
	教育充実費（月額）	5,000 円